

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会 議 年 月 日	令和6年6月11日（火曜日）																																																																														
開 会	午前9時58分	閉 会	午後0時2分																																																																												
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室																																																																														
出 席 委 員 (7名)	委 員 長 星見 健蔵 副 委 員 長 秋山 智博 委 員 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫																																																																														
欠 席 委 員	なし																																																																														
委 員 外 議 員	なし																																																																														
事 務 局 職 員	局 次 長 一村 泰志 局 長 補 佐 毛利 元																																																																														
出 席 説 明 員	【福祉部】 <table> <tr> <td>福 祉 部 長</td><td>藏増 祐子</td><td>次長兼地域福祉課長</td><td>山内 健</td></tr> <tr> <td>地域福祉課参事</td><td>大島ゆかり</td><td>地域福祉課課長補佐</td><td>清水 圭二</td></tr> <tr> <td>地域福祉課指導監査室長</td><td>山形 孝史</td><td>地域福祉課指導監査室長補佐</td><td>松田 珠美</td></tr> <tr> <td>長寿社会課長</td><td>松本 縁</td><td>長寿社会課課長補佐</td><td>増田 和人</td></tr> <tr> <td>長寿社会課島城市中央包括支援センター所長</td><td>藤木 尚子</td><td>長寿社会課ねりんピック推進室長</td><td>小谷 昇一</td></tr> <tr> <td>障がい福祉課長</td><td>枅谷 承文</td><td>障がい福祉課課長補佐</td><td>太田 信一</td></tr> <tr> <td>生活福祉課長</td><td>西垣 隆司</td><td>生活福祉課課長補佐</td><td>谷村 彰彦</td></tr> <tr> <td>次長兼保険年金課長</td><td>池上 朱美</td><td>保険年金課課長補佐</td><td>藤本 嘉宏</td></tr> <tr> <td>保険年金課医療費適正化推進室長</td><td>梶 晶子</td><td></td><td></td></tr> </table> 【健康こども部】 <table> <tr> <td>健康こども部長</td><td>竹内 一敏</td><td>こども家庭局長兼こども未来課長</td><td>小野澤裕子</td></tr> <tr> <td>こども未来課課長補佐</td><td>入江 竜生</td><td>幼児保育課長</td><td>濱田 寿之</td></tr> <tr> <td>幼児保育課課長補佐</td><td>岡本 芳奈</td><td>こども家庭センター所長</td><td>森田 誠一</td></tr> <tr> <td>こども家庭センター所長補佐</td><td>山根 径</td><td>こども発達支援センター所長</td><td>平戸 由美</td></tr> <tr> <td>こども発達支援センター所長補佐</td><td>片山 知美</td><td>鳥取市保健所長</td><td>長井 大</td></tr> <tr> <td>保健所副所長兼保健総務課長</td><td>光浪佐紀子</td><td>保健総務課参事</td><td>稲田すなお</td></tr> <tr> <td>保健医療課長</td><td>雁長 悦子</td><td>保健医療課課長補佐</td><td>竹内 大</td></tr> <tr> <td>保健医療課心の健康支援室長</td><td>玉川 陽子</td><td>健康づくり推進課長</td><td>西尾 靖子</td></tr> <tr> <td>健康づくり推進課課長補佐</td><td>初田 亮平</td><td>健康づくり推進課鳥取東保健センター所長</td><td>松川真由美</td></tr> <tr> <td>生活安全課長</td><td>福政 民栄</td><td></td><td></td></tr> </table>			福 祉 部 長	藏増 祐子	次長兼地域福祉課長	山内 健	地域福祉課参事	大島ゆかり	地域福祉課課長補佐	清水 圭二	地域福祉課指導監査室長	山形 孝史	地域福祉課指導監査室長補佐	松田 珠美	長寿社会課長	松本 縁	長寿社会課課長補佐	増田 和人	長寿社会課島城市中央包括支援センター所長	藤木 尚子	長寿社会課ねりんピック推進室長	小谷 昇一	障がい福祉課長	枅谷 承文	障がい福祉課課長補佐	太田 信一	生活福祉課長	西垣 隆司	生活福祉課課長補佐	谷村 彰彦	次長兼保険年金課長	池上 朱美	保険年金課課長補佐	藤本 嘉宏	保険年金課医療費適正化推進室長	梶 晶子			健康こども部長	竹内 一敏	こども家庭局長兼こども未来課長	小野澤裕子	こども未来課課長補佐	入江 竜生	幼児保育課長	濱田 寿之	幼児保育課課長補佐	岡本 芳奈	こども家庭センター所長	森田 誠一	こども家庭センター所長補佐	山根 径	こども発達支援センター所長	平戸 由美	こども発達支援センター所長補佐	片山 知美	鳥取市保健所長	長井 大	保健所副所長兼保健総務課長	光浪佐紀子	保健総務課参事	稲田すなお	保健医療課長	雁長 悦子	保健医療課課長補佐	竹内 大	保健医療課心の健康支援室長	玉川 陽子	健康づくり推進課長	西尾 靖子	健康づくり推進課課長補佐	初田 亮平	健康づくり推進課鳥取東保健センター所長	松川真由美	生活安全課長	福政 民栄		
福 祉 部 長	藏増 祐子	次長兼地域福祉課長	山内 健																																																																												
地域福祉課参事	大島ゆかり	地域福祉課課長補佐	清水 圭二																																																																												
地域福祉課指導監査室長	山形 孝史	地域福祉課指導監査室長補佐	松田 珠美																																																																												
長寿社会課長	松本 縁	長寿社会課課長補佐	増田 和人																																																																												
長寿社会課島城市中央包括支援センター所長	藤木 尚子	長寿社会課ねりんピック推進室長	小谷 昇一																																																																												
障がい福祉課長	枅谷 承文	障がい福祉課課長補佐	太田 信一																																																																												
生活福祉課長	西垣 隆司	生活福祉課課長補佐	谷村 彰彦																																																																												
次長兼保険年金課長	池上 朱美	保険年金課課長補佐	藤本 嘉宏																																																																												
保険年金課医療費適正化推進室長	梶 晶子																																																																														
健康こども部長	竹内 一敏	こども家庭局長兼こども未来課長	小野澤裕子																																																																												
こども未来課課長補佐	入江 竜生	幼児保育課長	濱田 寿之																																																																												
幼児保育課課長補佐	岡本 芳奈	こども家庭センター所長	森田 誠一																																																																												
こども家庭センター所長補佐	山根 径	こども発達支援センター所長	平戸 由美																																																																												
こども発達支援センター所長補佐	片山 知美	鳥取市保健所長	長井 大																																																																												
保健所副所長兼保健総務課長	光浪佐紀子	保健総務課参事	稲田すなお																																																																												
保健医療課長	雁長 悦子	保健医療課課長補佐	竹内 大																																																																												
保健医療課心の健康支援室長	玉川 陽子	健康づくり推進課長	西尾 靖子																																																																												
健康づくり推進課課長補佐	初田 亮平	健康づくり推進課鳥取東保健センター所長	松川真由美																																																																												
生活安全課長	福政 民栄																																																																														

	【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局医事課長 谷口 智章 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課課長補佐 和口 豊実
傍 聴 者	1 人
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時58分 開会

【市立病院】

- ◆**星見健蔵委員長** 皆さんおはようございます。ただいまから福祉保健委員会を開会します。本日の日程ですが、まず、市立病院の報告の後、福祉部、健康こども部の順に進めてまいります。市立病院は本日議案はなく報告のみです。報告に入ります前に平野病院事業管理者より御挨拶をいただき、このたび人事異動で異動された方に自己紹介をお願いします。平野管理者。
- 平野文弘病院事業管理者** はい。おはようございます。市立病院でございます。先ほど委員長のほうからお話がありました4月の定期人事異動で新しく福祉保健委員会に出席することになった者1名をちょっと紹介させていただきます。医事課の課長補佐和口でございます。
- 和口豊実医事課課長補佐** おはようございます。和口と申します。医事課課長補佐になります。よろしくお願いいたします。

報告第11号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

- 平野文弘病院事業管理者** はい。病院のほうから先ほどもありましたが議案はなく報告案件ということで、報告第11号放棄した債権の報告についてということで、これは病院の診療費について破産法によって裁判所から免責許可決定を受けた11名についての債権を放棄するというものでございます。詳細につきましては医事課長のほうから御報告申し上げます。
- ◆**星見健蔵委員長** 谷口課長。
- 谷口智章医事課長** 医事課長谷口です。よろしくお願いいたします。では、資料の3ページ目を御覧ください。報告第11号放棄した債権の報告についてです。1番病院診療費について、概要としましては、病院で治療を受けた際、患者は各法令等に定められた割合の治療費等を支払わなければならないことになっています。これは医療保険制度の患者一部負担金と言われているものです。しかし、生活困窮等により支払いが困難な状況にある者や受診後に生活困窮となり、生活保護の適用を受ける者、また、破産により資力回復が見込めない者については債権回収が非常に困難な状況にあります。（2）番の債権の種類、これは私債権になります。（3）番の時効期間、これは民法の債権に関する部分が令和2年の4月から改正されたものが施行された関係で、令和2年3月末までの債権については時効期間が3年間、それで、令和2年の4月以降のものについては時効期間が5年間というふうになっております。（4）番の根拠法令等ですが、鳥取市病院使用料及び手数料条例に基づいて行っております。（5）番の納付義務者、これは鳥

取市立病院で治療を受けた患者さんというふうになっております。

2番の債権放棄の内容ですが、病院診療費の滞納金については催告の送付はもとより、亡くなられた場合には相続人調査などを行ったりして債権管理や回収に努めているところです。本件については破産法により裁判所から免責許可決定を受けた者で、資力回復の見込みがなく、回収が困難と認められる11人について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第4号の規定により債権放棄を行ったものであります。次の4ページ目を御覧ください。これが内訳となっております。11名で合計金額が117万9,150円というふうになっておりまして、放棄した理由は皆さんが破産免責法、自己破産による免責というふうになっております。それぞれ番号ごとに個人それぞれの方、患者さんになるんですが、大体債権の発生年度は平成15年から令和4年度までというふうになっております。報告は以上です。

◆星見健蔵委員長 報告第11号放棄した債権の報告について説明いただきました。これより本件について委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 確認なんですけど、病院診療費っていうふうにありますけど、医療費以外の食事代だとか、寝巻き代だとか、何かそういうものも、この滞納金の中には入っているんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。御質問のありましたとおり、診療費と合わせて、入院された場合のその食事療養費でありますとか、診断書等の文書を申し込まれた場合の文書料等も含まれております。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 保険を使って、保険で患者さんが本来なら3割払わないといけない。でも、あと7割は保険から戻ってくるというか、病院に入るといふものの以外が最近、結構増えてきているように思っ、そういうものも入っているのかなと思ったんですが、入っているという理解でよろしいんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。今、おっしゃいましたのは、診療費の患者一部負担金である3割の分とか、1割の分とか以外のものが増えてきているかどうかということ。

◆岩永安子委員 この中に。

○谷口智章医事課長 この中には含まれております。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。それが結構、患者の側にすると増えて、負担が増えてきているというのがあります。併せて、今回破産法で処理をするんですが、病院で未収になった後、どのような請求の方法を取って患者さんに請求をしているのかっていう辺をちょっと教えてください。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。徴収につきましては通院されている患者さんでしたら通院のたびにお声かけをさせていただいたり、電話で督促をしたりですね、なかなかそれでも難しい場合は家に徴収に伺ったり、あと、未収のある方には毎月督促状を送付しており

ますし、あとは弁護士に未収金の回収も委託しております。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 弁護士の方に未収金の回収をする段階ってというのはどういうところまでいったら、そっちに移すというか、お願いをする期限とか、条件とか何かあるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。はっきりとした基準みたいなのはないんですが、まずは先ほどお答えしましたように、直接受診のときにお声かけしたり、電話したり、お宅に伺ったりしてもなかなかお支払いいただけないような場合については本人さんに、これから先は弁護士のほうに委任しますよというふうなお声かけもさせていただいた上で依頼しているということになります。

◆岩永安子委員 分かりました。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。教えてください。4ページのこの表を見ますと、例えば上から2つ、債権発生年度というのがございます。上は平成15年度、2段目が平成20年度となっております。それで、実際は令和2年の3月末までは時効期限が3年というふうになっておりまして、かなりこれでいうと年数がたっているような気がするんですが、このたびは今までも、これは私の推測ですけど、督促をしてきたけれど実際はなかなかというところがあったので、この令和2年ですか、令和4年のものもあったように思いますが、これを機にきちんと今までのものを清算するということで今回の報告となったんでしょうか、その辺のお尋ねです。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。今回報告させていただいているその債権放棄は病院から放棄したのではなくて、まず、ここに上がっている患者さんが自己破産されたために起きたことでして、病院のほうから始めたものではありません。

○小林俊樹副院長兼事務局長 すみません。ちょっと補足。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。お尋ねは時効が過ぎているのにどうしてということだと思うんですけども、私債権と公債権という2つ債権がありまして、市の税金とかそういうものは公債権ということで5年の時効であれば5年で、時効の中断とかがなければもう放棄せざるを得ないという法的なものがあるんですけども、この病院の診療報酬、自己負担金というのは私債権ということになりまして、こちらの場合は、時効はあるんですけども、時効が過ぎても債権自体消滅をしないということがあります。

ですので、病院の事務手続上は過去のもの3年ですし、今は5年ですけども、5年間は帳簿上ですと管理をする債権ということで管理をしまして、その期間を過ぎると帳簿から落とすという不納欠損処理等、1回するんですけども、ただ、簿冊を持っていまして、ずっと管理をしていくという形になります。なので、債権としては相手方が時効の援用、これは時効だから、もう私は払う気はないよという主張をするというような場合とか、それから病院側が今回のような場合でもう破産されたので取れないとかいう、どちらかがこの債権について放

棄するなり、時効を主張するなりということがなければずっと残っていくという種類の債権になります。

ですので、過去のこういうものがありますけども、病院会計上の未収金から一旦除外をされますけども、ずっと簿外管理を続けていまして、何かあった場合にこういう形で過去の分も全て遡って管理をしていかないといけないということなので、こういう処理をさせていただいているということです。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 分かりました。ありがとうございました。

◆星見健蔵委員長 そのほかございませんか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。この破産免責法で不納欠損処理するわけですが、年度末に税金の申告に当たっての優遇措置みたいな適用になるものはありますか。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章医事課長 はい。医事課長谷口です。その破産になった方がということですかね。

◆星見健蔵委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 不納欠損でもう損失だけで、この破産管理法に適用になった額が納税のときに税制の優遇措置みたいなもの、ないですか。

◆星見健蔵委員長 小林副院長。

○小林俊樹副院長兼事務局長 はい。副院長小林です。病院の場合はもともと課税団体ではないので、特別この債権放棄をするから税金の還付があるとかそういうことはないんですけども、特別損失というような形で経理上は計上して終わらせてしまうというようなこと、特に税金のほうの影響はありません。あと、御本人のほうも払ったものについては医療費控除というのを受けられる可能性がありますけど、払ってない限り領収書もないので御本人も医療費控除とか受けようがないので、どちらも影響がないかと思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではこれで市立病院を終了します。ありがとうございました。

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 皆さんおはようございます。それでは引き続き福祉部に入ります。議案説明に入ります前に蔵増福祉部長より御挨拶をいただき、その後に人事異動で異動された方に自己紹介をお願いしたいというふうに思います。蔵増福祉部長。

○蔵増祐子福祉部長 はい。福祉部の蔵増です。本日はよろしくお願いいたします。このたびの議会に提出させていただいております福祉部に係る案件につきましては議案が3件、報告が1件、その他の報告が1件でございます。初めに議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算ですが、この内容につきましては孤独・孤立に係る実態調査費、ふれあい型食事サービスの補助金、ねんりんピック推進事業費、また、社会福祉施設の施設整備事業費でありますとか、中国残留邦人に関する事務委託費の返還金など、総額2,097万3,000円の増額補正を計上させて

いただいております。

次に議案第 74 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算の内容といたしましては、介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修費を計上させていただいております。議案第 90 号につきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして、令和 5 年度鳥取市一般会計補正予算につきまして専決処分を行いましたので報告をさせていただきまして、その承認を求めるものでございます。議案につきましては以上でございますが、報告第 8 号といたしまして、令和 5 年度一般会計補正予算のうち、令和 6 年度への繰越明許費に係る繰越額につきまして確定をいたしましたので報告をさせていただきます。また、その他の報告といたしまして、河原町老人福祉センターの整備につきまして報告をさせていただきます。以上、議案の概要について説明をさせていただきました。詳細につきましては担当課長のほうから説明をさせていただきますが、その前に、令和 6 年 4 月の定期人事異動によりまして、新任の職員の自己紹介をさせていただきますと思います。

○松本 縁長寿社会課長 失礼します。長寿社会課長を拝命いたしました松本縁です。どうぞよろしく願いいたします。

○栢谷承文障がい福祉課長 失礼します。障がい福祉課長を拝命しました栢谷承文と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○西垣隆司生活福祉課長 失礼します。同じく生活福祉課長の西垣隆司と申します。どうぞよろしく願います。

○梶 晶子保険年金課医療費適正化推進室長 失礼します。保険年金課医療費適正化推進室長を拝命しました梶晶子です。よろしく願いいたします。

○大島ゆかり地域福祉課参事 失礼します。地域福祉課参事を拝命しました大島ゆかりです。よろしく願いいたします。

○清水圭二地域福祉課課長補佐 失礼します。地域福祉課課長補佐を拝命しました清水圭二と申します。よろしく願います。

○谷村彰彦生活福祉課課長補佐 失礼いたします。生活福祉課課長補佐を拝命いたしました谷村彰彦と申します。よろしく願いいたします。

○藏増祐子福祉部長 異動につきましての自己紹介は以上になります。御審議のほどよろしく願いいたします。

◆星見健蔵委員長 ただいま自己紹介いただきましたが、案件のない方につきましては退席いただいても結構ですが、よろしいですか。いやいや、おっていただいても結構です。

議案第 73 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第 73 号令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分についての説明を執行部願いいたします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。それでは令和 6 年度鳥取市一般会計補正予算の福祉部所管部分について、事業別概要と福祉保健委員会説明資料で説明をさせていただきます。まず事業別概要の 17 ページを御覧ください。初めに上段の介護保険事業計画・高齢者

福祉計画推進事業費についてです。補正額は18万5,000円です。これは県や関係機関等々連携して実施する孤立・孤独対策のうち、老々介護への支援を検討するための基礎データとなる調査を行う経費となります。調査対象は、市内の75歳以上のみからなる世帯のうち介護サービスの利用がない世帯で、具体的には高齢者夫婦、高齢者親子や兄弟などの世帯が対象になると考えております。本市には予算要求時点で約2,500の該当世帯がありまして、そのうちから750世帯を無作為抽出して、調査を実施する予定としております。調査は直営で実施することにしておりまして、調査票の作成や郵送料等の予算を計上しております。全額県の孤独・孤立に係る実態調査補助金を活用して実施することとしております。

続いて同じページの下段を御覧ください。ふれあい型食事サービス補助金についてです。補正額は97万6,000円です。これは各地区社協が実施するふれあい型食事サービス事業への補助金となります。この事業は、各地区の社協が安否確認や地域住民の交流などを目的としまして、独り暮らしの高齢者などに手作りのお弁当や食事を提供するものです。食材費の高騰による影響が続いておりますので、今年度も令和5年度に引き続きまして1食当たり40円を補助して、事業実施を支援しようとするものです。補助単価につきましては、令和5年度は1食当たり38円としておりましたが、今年度は40円に引き上げて実施しようと考えているところです。長寿社会課、以上です。

◆星見健蔵委員長 小谷室長。

○小谷昇一長寿社会課ねんりんピック推進室長 はい。私のほうからはねんりんピック推進事業費の御説明いたします。事業別概要の18ページ上段を御覧いただけますでしょうか。ねんりんピック推進事業費、補正前の額が1億1,345万4,000円、補正額942万3,000円、補正後の額1億2,287万7,000円。財源といたしましては471万1,000円、こちらその他財源、地域福祉基金の繰入れを行いまして、残りの471万2,000円が一般財源となります。事業の説明といたしましては、資料の6ページを御覧いただけますでしょうか。このたびのねんりんピック推進事業費でございますけども、今回の補正分といたしまして上げさせていただきましたのは、会場といたしましては布勢の陸上競技場、ヤマタスポーツパークの事業費に関してでございます。

当初では上げとりませんで、その理由といたしましては、ヤマタスポーツパーク4つの会場でございますけども、鳥取県と鳥取市が乗り合いして運営するという会場になります。資料の3に会場名1から4振ってございますけども、赤字で書いてある会場、赤字ヤマタスポーツパーク陸上競技場、3ヤマタスポーツパーク球技場が赤くなっております。こちらはねんりんピックの初日、19日になるんですけども、陸上競技場では総合開会式、球技場では、総合開会式に出る選手たちの待合のスペースという形になりまして、県のテントですとか設営が行われているというような状況で、こちらを調整するのに時間を要したため補正とさせていただいておるものでございます。

こちらの金額ですけども、設計費といたしましては2,826万6,332円、3分の1が鳥取市、3分の2が鳥取県という割合になりますので、補正金額といたしましては942万3,000円の補正とさせていただいておるところでございます。こちら調整の結果ですね、県が使っていた会場のテント、長椅子ですとか、机といったものを県から借り受けまして案分にしたということ

や、あと、作業人夫の削減等ございまして、当初の金額より減額になったという経緯がございます。補正といたしましては以上でございます。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枡谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る6月補正予算について御説明します。事業別概要書によりまして説明をさせていただきます。18ページ下段をお開きください。社会福祉施設等施設整備事業費でございます。これは障がいのある方が利用する施設、グループホームやB型作業所、放課後等デイサービス事業所等がありますが、こういった障害福祉サービス事業所や障害者支援施設、入所系の施設になります。これらの施設の新設、修繕等を行う事業者に対しまして国庫補助制度を活用して助成を行うものになります。補助率は国が定めた基準額を上限としまして、国が2分の1、市が4分の1の、合わせて4分の3を支援するものとなります。当初予算で共同生活援助事業所、グループホームになりますが、こちらの整備を行う事業者への補助をお認めいただいたところでございますが、4月に国の補助基準上限額が引き上げられましたので、それに合わせて補助額の増額をお願いするものになります。

増額分としましては、グループホームの経営に対する補助基準額や各種加算額、短期入所加算、エレベーター設置加算等がありますが、こういったものが引き上げられましたので、合わせて699万9,000円の増額補正をお願いしたいと考えております。うち、402万7,000円は国庫補助を見込んでおります。なお、本県は4月に国へ協議書類を提出いたしまして、現在個別協議を行っているところでございます。例年6月中には採択の結果が届くスケジュールとなっておりますので、もしばらくしましたら採択の有無の連絡があるのではと考えております。説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。生活福祉課西垣です。それでは生活福祉課の事業について御説明いたします。同じく事業別概要19ページの中国残留邦人等の方に対する支援事業の実績に伴う過年度国県支出金返還金でございます。後ほど、議案第90号の専決処分事項の際にも同様の案件で御説明させていただきますが、こちらにつきましては、令和5年度分の受入れ済みの遺族及び留守家族等援護費事務委託費でございます。

本市には対象となる方が1世帯1名いらっしゃいまして、安心した生活ができるよう支援相談員を1名配置しております。事業の決算報告に伴い、令和5年度分につきまして返還しなければならない過支給分が発生いたしました。そのため、過支給分5万7,000円を返還するため、このたび増額補正をお願いするものでございます。以上で福祉部の一般会計の説明を終わります。

◆星見健蔵委員長 御説明いただきました。本日の委員会では説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。谷口委員。

◆谷口明子委員 すみません。谷口です。ねりんピック推進事業費の、補正前額から今回減額になっている理由をおっしゃっていただいたんですが、もう一度教えていただけないでしょうか。

◆星見健蔵委員長 小谷室長。

○小谷昇一長寿社会課ねりんピック推進室長 はい。ねりんピック推進室小谷でございます。
このたび補正で上げさせていただいた経緯ですけれども、今回の補正分は布勢陸上競技場分の設
営の予算でございます。こちらにつきましては、当初予算時点では鳥取県のほうも設営の規模
ですとか、材料というようなところがまだはつきり固まってないと。鳥取市の時点でも予測は
立っていたんですけれども、鳥取県と調整をした後の正式な金額を上げたほうがいいんじゃない
かということを受けまして、このたび補正させていただいたという経緯になります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。6 ページの資料なんですが、会場図は 10 月の 20 日から 21 日になってお
り、説明の赤字については 19 日からとなっているんですが、間違いじゃないかなと思ったもん
ですから、すみません。じゃあ、結構です。

◆星見健蔵委員長 説明に対して聞き取りにくかった点や字句の確認ということで、次回質疑の
ほうはお願いしたい。

◆坂根政代委員 すみません。分かりました。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほかよろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではないようでございます。

議案第 74 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（説明）

◆星見健蔵委員長 続きまして、議案第 74 号令和 6 年度鳥取市介護保険費特別会計補正予算（第
1 号）につきまして説明をお願いします。松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。続きまして、同じく事業別概要で説明さ
せていただきます。事業別概要の 47 ページ上段を御覧ください。事務費になります。補正額
666 万 5,000 円です。これは令和 6 年介護報酬改定に伴い、介護システムを改修するための経
費となります。今回の改定によって介護老人福祉施設や介護老人保健施設などの入居者の居住
費について、負担限度額が 1 日当たり 60 円引き上げられました。これは光熱水費の上昇など、
在宅で暮らす高齢者の方との負担感の均衡を図るなどの観点から見直しをされたものです。見
直しの時期の令和 6 年 8 月 1 日に合わせて必要なシステムの改修を行うものです。説明は以上
です。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。本件につきまして皆様のほうで聞き取りにくかった点、
字句の確認等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 90 号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆星見健蔵委員長 それではないようでございますので、次に議案第 90 号専決処分事項の報告及
び承認について所管に属する部分についての説明をお願いします。枅谷課長。

○枅谷承文障がい福祉課長 はい。障がい福祉課枅谷です。それでは障がい福祉課の所管に係る

専決補正予算について御説明をいたします。委員会資料によりまして説明をさせていただきます。10 ページ目をおはぐりいただけますでしょうか。まず、民生費、社会福祉費、障害者自立支援事業費の過年度分国県負担金返還金でございます。これは受入れ済みの過年度の県の負担金、鳥取県自立支援医療費負担金、育成医療に係るものになりますが、事業の精算及び額の確定に伴いまして過支給分を県に返還したものになります。本年3月25日付で、県より負担金額の確定通知がなされました。過支給額 14 万 8,670 円を専決補正予算より計上させていただきまして県に返還をしたものになります。続きまして次の段、同じく民生費の児童福祉費、児童福祉総務費、過年度分国県負担金返還金でございます。こちらも受入れ済みの過年度の国県負担金、障害児入所給付費等国庫負担金、これは障害児通所給付費に係るものになりますが、国保連から過年度分の請求額の訂正がありまして、事業実績変更があったことに伴いまして、過支給分を返還したのになります。こちらも本年3月15日付で国より負担金額の確定通知がなされました。これに伴いまして過支給額 6,960 円を専決補正予算により計上させていただきまして、国のほうに返還をしたものでございます。説明は以上です。

◆星見健蔵委員長 西垣課長。

○西垣隆司生活福祉課長 はい。続きましてその下、生活保護費過年度国県支出金返還金について御説明いたします。先ほど6月補正の際にも御説明いたしましたが、こちらも中国残留邦人等の方に対する支援事業の実績に伴う返還金でございます。こちらにつきましては、令和4年度分の遺族及び留守家族等援護費事務委託費でございます。令和4年度分につきましても、事業の実績に伴い返還しなければならない過支給分が発生しておりましたが、返還時期が判然とせず、補正予算計上しておりませんでした。そのため、結果として過支給分 2 万 9,000 円を専決補正予算により対応させていただいたものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 池上次長。

○池上朱美次長兼保険年金課長 はい。保険年金課池上です。それでは続きましてその資料の下です。衛生費、保健衛生費、母子保健費の未熟児養育医療助成費について御説明させていただきます。未熟児養育医療助成につきましては、令和5年度は令和4年度に比べると減少傾向にありましたけれども、特別な事情としまして、12月下旬に生まれた未熟児、養育医療を受ける乳児の方に生活保護を受給しておられる家庭がありました。それで、生活保護と未熟児医療助成制度においては、未熟児医療助成制度のほうが優先をされるということがありまして、治療にかかる費用の全額を未熟児養育医療費で助成することとなり、3月と4月の請求金額が大幅に増加したことによりまして予算不足となったものです。

この生活保護世帯の乳児1人にかかった治療費としましては3月請求分、これは12月と1月の治療にかかるものですが、これが約445万円、4月請求分、これは2月治療分になりますが、約312万円と高額になっておりまして、既決の予算で不足をした499万9,000円、これを専決処分したことを報告させていただくものです。

財源としましては、国が2分の1、県が4分の1の補助がありまして、86万9,000円とその他のところの、これは受給者負担分になりますが、これはマイナスの45万円で一般財源が458万円ということになっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 説明をいただきました。本件につきまして聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それでは次に報告に入りたいと思いますが、この報告がない部署に関しては退席されてもよろしいですけども。いやいや、おっていただいても。忙しいかなと思ったり。じゃあ、はい。いていただきたいと思います。

報告第8号繰越明許費繰越計算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは報告第8号繰越明許費繰越決算書について所管に属する部分の説明をお願いいたします。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと報告第8号繰越明許費の繰越計算書についてということで御説明をさせていただきます。用います資料は、今日の委員会資料11ページ目ということになります。最終ページになります。御確認ください。なお、付議案のほうは47ページから記載がしてあります。では、説明させていただきます。11ページ目の資料の3段目の低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）でございます。この事業は非課税世帯または均等割りのみ課税世帯を対象に昨年5月から世帯3万円と、あと、子育て世帯の児童1人5万円を支給してまいりました。あと追加で、昨年、令和5年12月から1世帯当たり7万円の同じ対象、世帯としては非課税世帯または均等割りのみ課税世帯、これを対象に7万円の支給ということで行ってまいりました。

これの予算額、給付費本体と事務費に関する経費の合計が26億2,410万2,000円を計上させていただいておりました。2月議会でこの繰越明許費について御承認いただいた金額といたしましては、扶助費、給付費本体部分としてが1億2,124万円、事務費部分が944万2,000円ということで1億3,068万2,000円を繰越明許費として2月議会において承認をされていた金額でございました。その後、給付事業を進めておまして、現年であります令和5年度に予想以上に支給がたくさん出てきまして、結果といたしましては、現年度の決算額として、この3万円の分も含めての金額になりますが、25億2,298万円の執行ということになりました。事務費については3,969万6,033円ということが決算額となりまして、翌年度に繰越する金額といたしましては、扶助費部分としてが5,847万円、事務費部分としてが130万5,256円、合わせて5,977万5,286円ということになったものでございます。

ちなみにですね、世帯数といたしましては、3万円のときの世帯が2万6,447世帯、7万円のときの支給が現年のR5年度時点で2万4,206世帯、繰り越したR6年度では113世帯の支給を行っております。説明としては以上でございます。

◆星見健蔵委員長 松本課長。

○松本 縁長寿社会課長 はい。長寿社会課松本です。続きまして長寿社会課所管分3件あります。説明いたします。3件とも令和6年2月議会で御承認いただいた内容と事業費で繰越しを

させていただきます。初めに一番上の地域医療介護総合確保事業補助金です。繰越額は 1 億 9,437 万 2,000 円になります。内容としましては、老健ル・サンテリオン鹿野の大規模修繕耐震化整備、認知症グループホームの整備、開設準備経費支援分、特養にしまち幸朋苑の介護ロボット I C T 導入支援分としまして整備費になります。適正な工期を確保するために予算を繰り越して事業を実施するものです。

続きましてその次の下の段です。社会福祉施設改修事業費です。繰越額は 1,762 万 2,000 円です。老健やすらぎの非常用発電機の更新ですとか、高齢者福祉センターの高圧ケーブルの更新になります。資材の入手に時間を要したために、予算を繰り越しして事業を実施するものです。

続きまして一番下の段になります。認知症施策推進計画策定事業費です。繰越額は 200 万です。これは鳥取市認知症施策推進基本計画、仮称ですが、策定に要する経費で、国の予算に呼応しまして繰り越して事業を実施するものです。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本件につきまして委員の皆様から質疑等ございますか。ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** ないようでございますので、報告第 8 号につきましてはこれで終了いたします。

河原町老人福祉センターの整備について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** 次にその他の報告ということで、河原町老人福祉センターの整備についての説明をお願いします。山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内でございます。そうしますと、河原町老人福祉センターの整備についてということで、お手元に配付資料 1 枚もののペーパーがあると思います。そちらで説明をさせていただきたいというふうに思います。この河原町老人福祉センターにつきましては、ここの資料に記載しております複合化ということで、河原町のコミュニティセンター、河原人権福祉センター、それと河原町老人福祉センター、河原歴史民俗資料館、この 4 つの施設を複合化ということで、整備を進めたいと考えております。なお、この資料につきましては昨日の総務企画委員会、あと、本日のこの福祉保健委員会と文教経済委員会においても、この資料で説明をさせていただくということにしております。御承知いただきたいというふうに思います。

まず、老人福祉センターについて少し説明をさせていただきます。老人福祉センターは老人福祉法の規定によりまして、無料または低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とするということでございまして、この河原町老人福祉センターにつきましては、当時の河原町社会福祉協議会が昭和 52 年に建設をされ、完成したものでございます。

なお、その当時、河原町と河原町社会福祉協議会、これを町長さんと会長さんが同じ方とい

うようなことで、その当時一体的に社協さんと町とが取り組んでおられたというような経緯もございました。あと、建設に当たっての有利な財源というようなことで補助金であったりとか、借入れ、そういったものが民間である社会福祉協議会のほうが有利だということで、建設は当時の河原町の社会福祉協議会が建設をされたものでございます。それを合併によって現在鳥取市の社会福祉協議会が引き継いでおるといふ建物になってございます。それでこの施設ですが、もう築後50年近くも経過しておりまして、相当老朽化が進んでおります。トイレの水漏れだったりとか、ちょっと使用ができないような部屋もあったりとか、そういったことで数年前から社協さんのほうから改築について、先ほど建設のときの経緯もお話ししました。なかなか社協単独での修理は難しい、改築は難しい。行政のほうで何とかならんかというような相談も受けておりまして、このたびのいわゆる関連する施設の複合化ということで話を進めてまいったものでございます。複合化のメリットといたしましてはここに書かせていただいております。機能が集約された施設を整備することによりまして、地域交流の機会が増え、また、伝統文化や行事の継承などを通じて地域コミュニティの形成に寄与することができるというふうに考えておりますし、また、共有部分等で面積の縮減といった効果も図られるというふうに考えております。

今後のスケジュールにつきましては、令和6年度、今年度に基本設計業務を、これはコミュニティセンターの所管であります教育委員会の生涯学習・スポーツ課のほうで当初予算で既に計上しておられまして、金額のほうは1,648万7,000円ということで基本設計の業務はもう既に予算計上されております。こういった複合施設ということでありますので、このたびのように関連する議会の常任委員会のほうに、今、計画含めて報告をさせていただいているということでございます。今後のスケジュールを改めて申しますと6年度が基本設計、来年度が実施設計、それで、令和8年、9年の2か年をかけて建設工事をして9年度中にいわゆる開所というような運びでスケジュールを考えているところでございます。

施設の位置等ということで図面をつけさせていただいております。コミュニティセンターと老人福祉センター、あと、歴史民俗資料館については同一の敷地内にある建物になっておりますが、河原の人権福祉センターは離れた位置にはございますけれども、ここからこの今のコミュニティセンターのあるほうに複合施設として入ってくるという予定にしておるところでございます。説明としては以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様から本件につきまして質疑等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** 老人福祉センター、数年前から何とかならないかという相談があったということは今、お聞きしたんですが、それと教育委員会に基本設計の予算計上をされているということなんですが、複合化ということについては、この例えば教育委員会の予算計上のときに一緒に説明があっているのか、あるいはこの委員会では複合化というような説明は今までなかったんじゃないのかなと思うんですが、その辺をちょっと教えてください。

◆**星見健蔵委員長** 山内次長。

○**山内 健次長兼地域福祉課長** はい。地域福祉課山内です。2月議会で6年度当初予算を生涯

学習・スポーツ課が予算計上の説明をした際には、このコミュニティセンターと人権福祉センターの複合化という話は文教経済委員会のほうではそういった複合化という話はどうもしてあるようですが、総務企画のほうでは予算の計上の直接の担当課でなかったということで説明はされてなかった。同様に福祉保健委員会でもそういった説明はさせていただいてなかったということでございます。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 ということは担当がまたがっているわけですけど、これからその議論を始めていくということではよろしいでしょうか。住民に対してのことももちろんですけども。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。いわゆる河原の地域の方々については地域振興会議であったりとか、利用されている団体の方とかには話はしてあるようには伺っております。また、ここ老人福祉センターの場合は、所有者は鳥取市社会福祉協議会になっておりますので、当然社協抜きにはこの話はできませんので、社協のほうとも話はしております。併せてその住民の方々との説明についても今後丁寧にしていく必要はあるだろうというふうに思っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほか、岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。その丁寧に説明していくということなんですけど、人権福祉センター、離れた場所にありますし、人権福祉センターの便りなんかも見せてもらったりすると、そこを拠点に月に何回も行事がされて拠点になっているわけで、複合化のメリットは書かれていますけど、施設が遠くなる、その地域の方にとってはなくなるということではしっかり声を聞いていただかないといけないなというふうに思います。

併せて歴史民俗資料館、これは保存が必要じゃないかというふうに思いますが、位置づけをどういうふうに思っておられるのか。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。ここの施設の所管につきましては教育委員会の文化財課ということになります。それで、この複合化の話の中で私どもが聞いておりますのは、やはり保存として残す必要があると。ただ、このかやぶきの屋根につきましてはこれするだけでも相当の費用がかかって、今後のいわゆる維持に関してもなかなか困難だろうということで、中にありますいろりであるとか、そういったものは引き継いで、それで、この複合化のちょっと施設としてはいろいろ、いろりとかあると消防法上いろんな手続とか、設備面が必要になってくるということで、今、想定されているのは一応複合化という範疇には入っているんですけども、1つ別棟として整備をするというように伺っております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 かやぶきがあつてこそでないかなというふうに思います。よくここで行事されているのがテレビで報道されたりして、今年もそういう季節になったんだなって河原の子どもたちが集まってっていうふうに思っております。歴史民俗資料館というのはあつてこそ存続させてこそじゃないのかなというふうに、そういう議論は向こうでせんといけんかもしれません

けど、はい。思ったりします。以上です。

- ◆**星見健蔵委員長** ここは福祉保健委員会なんで、複合施設といえども、その福祉保健委員会の内容についての質問にとどめていただきたいと思います。そのほかございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆**星見健蔵委員長** また今後、課題になってくるというふうに思います。それではこれを持ちまして福祉部を終了いたします。大変お疲れさまでした。

【健康こども部】

- ◆**星見健蔵委員長** それでは引き続き健康こども部に入ります。議案説明に入ります前に竹内健康こども部長に御挨拶いただき、このたびの人事異動で異動された方に自己紹介をお願いしたいというふうに思います。竹内健康こども部長。

○**竹内一敏健康こども部長** はい。おはようございます。健康こども部長の竹内です。よろしくお願いします。それでは最初に私のほうから説明させていただきまして、その後、異動職員の紹介をさせていただきます。それでは本定例会に提案しております健康こども部に係る案件、議案が6件、報告が3件、その他の報告が1件について御説明いたします。まず、議案73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）の内容としましては新型コロナワクチン単価見直しに要する経費として1億9,622万1,000円、それから豊実保育園、倉田保育園の改築に伴う請負金額の増額に要する経費として810万5,000円、乳幼児健診に係る健康管理システム変更に必要な経費として213万5,000円など、総額で2億695万8,000円の増額補正を提案しております。

続きまして付議案が5件あります。議案第78号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について、議案第80号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第81号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、それから議案第82号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について、それぞれ条例の一部改正を提案させていただくものであります。

議案第90号専決処分事項の報告及び承認については3月31日に専決処分としました令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第11号）の報告をし、その承認を求めるものでございます。それから報告が3件、報告第8号繰越明許費繰越計算書については総額で1億5,271万7,000円を翌年度に繰り越ししましたので、この報告をさせていただきます。報告第11号放棄した債権の報告について、報告第14号専決処分事項の報告についても併せて報告させていただきます。それから最後にその他の報告が1件ありまして、第2期いのちを支える鳥取市自死対策推進計画の一部改正についても報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長、所長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

それでは改めまして異動の職員の紹介をさせていただきます。私、4月1日に健康こども部長拝命しました竹内といいます。引き続きよろしくお願いいたします。

- 森田誠一こども家庭センター所長 失礼します。4月1日で組織改編に伴いましてこども家庭センター所長を拝命いたしました森田と申します。よろしくお願いいたします。
- 山根 径こども家庭センター所長補佐 失礼します。同じくこども家庭センター所長補佐兼こども家庭相談係長を拝命いたしました山根径と申します。よろしくお願いいたします。
- 光浪佐紀子保健所副所長兼保健総務課長 失礼いたします。保健所副所長兼保健総務課長を拝命いたしました光浪佐紀子と申します。よろしくお願いいたします。
- 西尾靖子健康づくり推進課長 失礼いたします。4月の組織改編に伴いまして健康・子育て推進課から健康づくり推進課に課名が変更となりました課長の西尾です。引き続きよろしくお願いいたします。
- 初田亮平健康づくり推進課課長補佐 失礼します。同じく健康づくり推進課課長補佐兼庶務係長を拝命いたしました初田亮平と申します。よろしくお願いいたします。
- 福政民栄生活安全課長 失礼します。4月1日付で環境保全課から生活安全課のほうにまいりました福政民栄と申します。よろしくお願いいたします。
- 竹内一敏健康こども部長 それでは以上になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明）

- ◆星見健蔵委員長 それでは議案の説明をお願いしたいと思います。議案第73号令和6年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分について執行部より説明をお願いします。濱田課長。
- 濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。それでは幼児保育課の所管に係る事業について説明をさせていただきます。資料は6月補正予算（案）事業別概要書を用いて説明をさせていただきます。事業別概要書20ページ上段を御覧ください。豊実保育園、倉田保育園改築事業費でございます。豊実、倉田ともに令和6年2月、3月に新園舎の引渡し及び引っ越しが完了いたしまして、令和6年度は旧園舎の解体工事と外構工事を行うこととしておりますが、近年継続しております建設資材高騰や労務費上昇により、令和4年12月に締結いたしました建設工事請負契約における請負代金の額が適当ではなくなったことから、契約の約款に基づきまして今年度実施する工事に係る費用を増額するものでございます。
- 豊実分に関しましては529万3,000円、倉田分は321万2,000円の増額でございます。そのほかに職員の時間外勤務手当を見込みにより40万円減額しており、合わせて810万5,000円を計上しております。財源の内訳としましては地方債が800万円、残り10万5,000円が一般財源となっております。なお、地方債は社会福祉施設整備事業債と行財政改革推進債を予定しております。幼児保育課の説明は以上でございます。
- ◆星見健蔵委員長 森田所長。
- 森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田でございます。事業別概要書のその下で20ページ下段、それから補正予算書24ページ、母子生活支援施設運営費でございます。鳥取市が管理する母子生活支援施設つくしには、施設の一部を使用し、いのちの電話事務所が設営されております。令和6年の2月1日にいのちの電話事務所よりエアコン故障の

報告がありました。当該設備は施設建設時の平成13年から使用しており、交換部品もなく修理不能となったことから施設修繕に係る設備の更新費用として44万円の補正予算をお願いするものです。

次のページです。事業別概要21ページ上段、補正予算書26ページ、健康管理システム管理事業費でございます。本市では母子保健法に基づく各種健康診査、保健事業、相談・支援の適切な実施を行うため、個別の健診結果等を管理する健康管理システムを導入しています。令和5年12月28日付のこども家庭庁通知により、乳幼児に対する健康診査についての一部改正があり、各健康診査の問診票等の項目の変更があったことに伴い、施設システムの改修を行う費用として213万5,000円の補正予算をお願いするものです。財源内訳につきましては、いずれも一般財源でございます。こども家庭センターの説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 平戸所長。

○平戸由美こども発達支援センター所長 はい。こども発達支援センター平戸でございます。事業別概要書の21ページ下段、若草学園管理運営費でございます。この若草学園でございますが、発達支援の必要な幼児の通園施設である児童発達支援センター若草学園におきまして、本年度築37年が経過しております。今までもそこに事業内容に書いてございますように、施設の既存の機能不足として、例えば自動玄関がないことですか、トイレが狭かったり、段差があるなど、老朽化に加えまして療育環境が十分とは言えないというような御指摘もいただいており、昨年度、協議を重ねてまいりました。現時点では今の園舎のある現地での建て替えというところで検討をしているところでございます。

資料でございますが、もう1つ福祉保健委員会の横になっている説明資料の6ページを御覧いただけますでしょうか。そこに鳥取市立若草学園の施設整備ということで御説明の資料を用意させていただいております。1番のこれまでの経過等につきましてはそこに書いてございます。先ほどの説明と重なっておるところですが、やはり老朽化構造上の課題を抱えておるところで、環境が十分と言えないと現状にあるため、利便性、療育に適した環境、敷地の安全等総合的に勘案して利用児童及び保護者が安心・安全に利用できる施設として考えておるところでございます。市のほかの市有地とかの立地も検討しましたが、現在の場所で新たに整備するとともに、子供の発達に応じた療育環境の場となるよう検討をしているところでございます。

大きい2番の整備の方向性のところでございます。まず、通園児の定員のところでございます。現在、毎日通っておられる通園事業におきましては、少子化ということもございますが、支援の必要な児童及び保護者のニーズというのは年々上がってきております。今後も現行の30人定員は減ることなく推移するのではないかと思います。2つ目の丸の外來療育でございます。鳥取市を含む東部圏域におきましても、児童通所のために受給者証という、例えば診断とか、意見書が必要な手続がなくても保育園等に通いながらも週に1回利用できる外來療育、通所コア教室と申しております。それは若草学園だけでございます。親が気づいた段階での早くから利用ができるために、このニーズも高い状況にあると考えております。今年度も空きを待っている状況もございますが、整備面におきましては専用部屋の設置も必要かと考えており

ます。

3 番目に施設の機能についてでございます。改正されました児童福祉法の中でも、この児童発達支援センターは、地域における障がい児支援の中核的役割を果たすということが求められております。今後も保育園と幼稚園等や関係機関連携によりまして、地域支援や利用しやすい配慮のできる適切な療育の提供もできればと考えております。

4 番目の財源のところでございます。今年度、国の地方財政計画の中で、子ども・子育て支援機能強化に係る施設整備を対象としました、そこに書いてございます子ども・子育て支援事業債、充当率が 90%、交付税措置 30%のものが創設されておりますので、今後、この活用ができればというようなことを考えております。

最後に今後のスケジュールでございます。今年度は今回の補正にありましており、行政内部だけで検討するのではなく、公募による民間事業者との対話の場であるサウンディング調査を 3 回実施したいと考えています。その調査の中に児童発達支援の見識ですとか、経験のあられる有識者ですとか、保護者等 2 名に参画していただきまして安全に配慮した工法ですとか、障がい者や発達支援の必要な児童に適したレイアウト等も含めました施設の在り方等、検討してまいりたいと思います。補正予算額としたしまして、外部委員 2 名分の報酬費 4 万 2,000 円を計上しているものでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。保健医療課の令和 6 年 6 月補正予算について説明させていただきます。事業別概要の 22 ページ上段を御覧ください。ひきこもり対策支援事業費でございます。これはひきこもりの実態調査に係る経費でございます。このたび鳥取県孤独・孤立対策課が県内市町村に依頼し実施するもので、この調査をきっかけにひきこもり状態にあり、支援を求めているが支援につなげていない本人・家族への支援につなげていくことを目的として実施します。

実態調査の概要ですが、調査対象はおおむね 15 歳以上で社会的参加ができていない状態が 6 か月以上続いていて、自宅にひきこもっている状態の方であります。地区の民生委員が把握している状況を調査します。調査期間は、鳥取市におきましては 7 月から 8 月を予定しております。補正額は 1 万 5,000 円で調査票等の経費となっております。財源は全て県からの支出金でございます。なお、本市におきましては、調査に併せひきこもり状態にある方やその家族が支援につながるように相談窓口等、掲載したチラシを配布することとしております。この調査の結果についてですが、県孤独・孤立対策課が県内全体の結果を集計し、公表することとなっております。

続きまして、同じく 22 ページ下段を御覧ください。B 類疾病予防接種費です。これは新型コロナワクチンに係る経費でございます。詳細につきましては福祉保健委員会説明資料の 7 ページを御覧ください。令和 6 年度以降の新型コロナワクチン接種につきましては、新型コロナウイルス感染症を予防接種法上の B 類疾病に位置づけた上で、同法に基づく定期接種として実施されます。令和 6 年 3 月まで実施していた特例臨時接種との比較を表に示しております。コロナワクチン接種は季節性インフルエンザの定期接種と同様に、対象者は 65 歳以上の高齢者、60

から 64 歳で重症化リスクの高い方となっております、年に 1 回秋、冬に接種となります。

当初予算におきまして、国が令和 5 年末に示した接種費用 7,000 円、この内訳としては、ワクチン代が 3,260 円、薬料が 3,740 円で予算計上をいたしました。令和 6 年 2 月に国はワクチンメーカーからワクチンの希望小売価格を聴取し、3,260 円としていたワクチン代を 1 万 1,600 円に見直しました。そのため接種費用が 1 万 5,300 円となります。昨年度、示しました接種費用 7,000 円を変更することなく接種が行えるよう、差額の 8,500 円を助成金として国が支給することとなりましたので、これに対し補正予算を計上します。補正額は 1 億 9,622 万 1,000 円で、財源は国からの新型コロナワクチン接種助成金でございます。なお、自己負担額につきましては、当初の予定どおり接種費用 7,000 円に対する自己負担額として市民税課税世帯は 2,100 円、非課税世帯が 700 円、生活保護世帯等は無料と考えております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本日の委員会は説明のみとなっておりますが、委員の皆様で聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 78 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは次に議案第 78 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について説明をお願いします。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。議案第 78 号鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。付議案につきましては 5 ページになります。説明につきまして本日、配付の福祉保健委員会説明資料 8 ページのほう、御覧ください。このたびの条例改正につきましては、経過といたしまして令和 4 年度より不妊治療が医療保険適用となりましたが、資料の中段に書いております治療につきましては保険適用とならないために、自費診療となっております。県におきまして自費診療となる治療に対して、独自の制度を設けて助成を行っているところですが、この制度となってから 2 年が経過し、保険適用回数上限に達したことにより自費診療を希望されることが見込まれるということから、今年度より新制度を開始されました。

この新たな制度では、診療経費に対して助成を行った後の自己負担額が本人の医療保険制度による高額療養費制度を活用した場合の自己負担額を上回る場合に、上回る額の 2 分の 1 を助成するという制度に変わりました。この新制度でマイナンバーの情報連携の必要性につきましては、申請者の保険適用区分確認のため、限度額認定証の提出が必要となりますが、マイナンバーカードによる保険内容の確認が可能であること及び本市では県の委託を受け、東部 4 町の申請受付を行っており、現在は住民票の提出の必要がありますが、こちらにつきましても提出が省略可能となることから、併せて条例改正を行うこととしました。

付議案の 5 ページのとおり、条例第 4 条個人番号の利用範囲の別表 1 及び 2 の追加を行います。

す。この追加により不妊治療費の助成に関する事務を独自利用事務に定めること、また、住民票情報の庁内連携の利用を定めることとなります。説明のほうは以上になります。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。この件につきまして委員の皆様から聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第 80 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

議案第 81 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（説明）

議案第 82 号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について（説明）

◆**星見健蔵委員長** ないようでございますので、次に議案第 80 号鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 81 号鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第 82 号鳥取市認定こども園に関する条例の一部改正について一括して説明をお願いします。濱田課長。

○**濱田寿之幼児保育課長** はい。幼児保育課濱田です。議案第 80 号、81 号、82 号、この 3 件につきましては関連する内容でございますので、一括で説明をさせていただきます。資料につきましては福祉保健委員会説明資料、こちらの 9 ページ、10 ページとなります。まず、改正の経緯でございますが、この条例改正につきましては、国のこども未来戦略におきまして保育所等の 4、5 歳児の職員配置基準の改善を図るため、加算措置を設けるとともに最低基準の改正を行うことが示され、また、これに併せて 3 歳児の職員配置の最低基準の改正も行うことが示されました。

これらを踏まえまして、国のほうが関係する基準省令等の一部を改正する内閣府令等を令和 6 年 3 月 13 日に公布を行い、令和 6 年 4 月 1 日より施行されたことに伴いまして、本市の関係する条例の一部を改正するものでございます。市内の対象施設につきましては、議案第 80 号の鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の対象が私立の小規模保育事業所 A 型、こちら 12 施設となります。

議案第 81 号の鳥取市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の対象につきまして、こちらが公立、私立の保育所、合わせて 34 施設、議案第 82 号の鳥取市認定こども園に関する条例の対象が私立の認定こども園 21 施設でございます。改正内容につきましては 10 ページに記載しておりますが、各施設の保育士等の配置基準につきまして、3 歳児の配置基準を従前の 20 対 1 から 15 対 1 に、4、5 歳児の配置基準を従前の 30 対 1 から 25 対 1 に変更するものでございます。なお、経過措置としまして、教育及び保育の提供に支障を及ぼす恐れがあるときは、当分の間、この条例による改正後の職員配置の規定を適用しないこととしまして、この場合におきましては、改正前の規定がなおその効力を有することとしております。

条例改正のタイミングにつきましては、国の府令等における経過措置として、改正基準等の施行の日から起算して 1 年を超えない期間内におきまして、都道府県等が定める条例が制定、

施行されるまでの間は、国の改正後の基準を都道府県等の条例で定める基準とみなすとされており。また、国の改正、府令等の交付が令和6年3月13日であったことから2月議会への上程が困難であったため、直近の本定例議会で上程させていただいたものでございます。

また、国の公定価格上の加算措置につきましては、令和6年度より従前の3歳児の配置改善加算に加えまして、4歳児以上児の配置改善加算が新設されたところでございます。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 3案について一括説明をいただきました。ただいまの説明におきまして、聞き取りにくかった点や字句の確認等ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議案第90号専決処分事項の報告及び承認についてのうち所管に属する部分（説明）

◆**星見健蔵委員長** それでは続きまして議案第90号専決処分事項の報告及び承認について、所管に属する部分の説明をお願いします。森田所長。

○**森田誠一こども家庭センター所長** はい。こども家庭センター森田です。委員会説明資料の11ページ、母子生活支援施設運営費でございます。母子生活支援施設つくしの指定管理料は、当該年度の措置費の算定額により決定しております。2月補正で予算計上しておりましたが、令和6年1月19日付のこども家庭庁発出の要綱改正により令和5年度の保護単価が大幅に引き上げられ、委託料が不足したことにより197万2,000円の専決処分を行い、処理をいたしましたので御承認をお願いするものでございます。財源内訳につきましては一般財源となっております。以上でございます。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。本件につきまして今の説明で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** それではないようでございます。

報告第8号繰越明許費繰越決算書についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** それでは引き続きまして報告第8号繰越明許費繰越決算書についてのうち、本委員会の所管に属する部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。報告第8号繰越明許費繰越決算書について所管に属する部分の説明をさせていただきます。本日配付になっております、福祉保健委員会説明資料12ページを御覧ください。一番上の児童福祉総務費、低所得者の子育て世帯暮らし応援給付金給付事業費（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）です。この事業は、物価高騰の影響を受け、厳しい生活状況にある低所得者世帯及び児童扶養手当受給世帯に対して子供1人5万円を支給したものです。昨年12月補正で計上いたしました2億1,125万円から3月末までの給付分2億170万円の残額955万円を繰越しさせていただき支払いを継続しているものです。説明以上です。

◆**星見健蔵委員長** 濱田課長。

○濱田寿之幼児保育課長 はい。幼児保育課濱田です。幼児保育課の所管に係る部分について説明をさせていただきます。同じく 12 ページを御覧ください。2 段目の私立保育園等給食費緊急特別支援事業（物価高騰対応臨時交付金）、こちらでございますが、給食に係る食材費高騰の影響を受けている私立の保育園や認定こども園等の事業者へ給食に要する経費に対して助成を行うものでございます。国の補正予算に呼応し、昨年度 2 月補正に計上させていただいたものでございまして、全額繰越しとさせていただいたものでございます。

続いて 3 段目、豊実保育園・倉田保育園改築事業、こちらにつきましては 2 園の新園舎引越にに伴い生じる産業廃棄物の収集運搬処分委託業務に係る委託料でございます。令和 5 年度執行分を除いた残額 35 万 390 円を繰越しさせていただいたものでございます。続いて 4 段目こちら保育環境改善等事業（物価高騰対応臨時交付金）、こちらにつきましては、近年のエネルギー価格の高騰の影響を受けている私立の保育園や認定こども園等の事業者へ省エネ家電への買換えに要する経費に対して補助を行うものでございます。国の補正予算に呼応し、昨年度 2 月補正に計上させていただいたものでございまして、こちら全額繰越しとさせていただいたものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 森田所長。

○森田誠一こども家庭センター所長 はい。こども家庭センター森田でございます。その下でございます。衛生費、保健衛生費、母子保健費、マタニティーサポート妊婦さん応援給付金（物価高騰対応臨時交付金）でございます。これは妊娠届出時に申請していただきまして、5 万円の出産応援金を支給するものでございます。昨年度 2 月補正で計上したもの、6,026 万 3,000 円を、全額繰越しをさせていただき執行するものでございます。以上でございます。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。同じく説明資料の 13 ページを御覧ください。予防費で新型コロナワクチン接種対策事業になります。令和 6 年 3 月末まで実施されていましたが特例臨時接種に係る費用としまして 2,086 万 77 円を繰り越します。内容は令和 6 年の 3 月分の接種費用、その支払いに係る国保連への事務手数料、それから予診票確認に係る人材派遣費用、そのほか未使用ワクチンや注射針などの廃棄料となります。以上です。

◆星見健蔵委員長 説明をいただきました。この件につきまして委員の皆様から質疑等ございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではよいようです。

報告第 11 号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 次に報告第 11 号放棄した債権の報告について所管に属する部分についての説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。こども未来課小野澤です。報告第 11 号放棄した債権の報告について所管に属する部分の説明をさせていただきます。付議案の 69 ページ、70 ページのところになります。それと本日お配りしております福祉保健委員会説明資料の 14

ページを御覧ください。母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計の償還金につきまして、放棄した債権額1件、72万3,023円となります。

説明につきましては、本資料の14ページのほう御覧ください。この貸付金は独り親家庭及び父子寡婦家庭の経済的自立の助成等の目的で貸付を行っています。このたびの債権放棄につきましては、債権者及び連帯保証人が死亡されており、それぞれの法定相続人の全てが相続放棄されたことにより、徴収の見込みがないことから鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第3号の規定により債権放棄を行ったものです。説明につきましては以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明をいただきました。ただいまの説明で聞き取りにくかった点、字句の確認等ございますか。大変失礼いたしました。この件につきまして委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** すみません。この資金の貸付けは、上に書いてある目的、独り親家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図ることを目的に貸付けを行うものであるということなんですが、本件の場合はこの範囲しか言えないんかもしれんですけど、どういう目的、どういうことに使うために貸付けされとかというようなことが分かりますでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** こども未来課小野澤です。この資金につきましては生活資金であったり、就学資金、学校に上がられたりとか、学校に通われたりとかっていう就学資金についての貸付けを多くしておりますけど、この件につきまして把握できておりませんので、申し訳ございません。

◆**星見健蔵委員長** そのほか、坂根委員。

◆**坂根政代委員** お尋ねいたします。この時効期限が5年ということですが、この債権の発生はいつになっていますか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長** はい。こども未来課小野澤です。この資金につきましては、かなり長い期間貸付けを行っておりまして、まず、貸付けを行ったのが平成4年になりますけども、その貸付を行った後に返済をずっとしていただいたんですけど、平成30年に最終納入日となっております。その後5年を経過しておることと、債権者の方が相続の方もおられないっていうことで、このたびの債権放棄になっております。以上です。

◆**坂根政代委員** はい。ありがとうございました。

◆**星見健蔵委員長** よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆**星見健蔵委員長** それではよいようでございます。

報告第14号先決処分事項の報告について（説明・質疑）

◆**星見健蔵委員長** 次に報告第14号先決処分事項の報告について説明をお願いします。雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** 保健医療課雁長です。専決処分事項の報告について、公用車による事故について報告させていただきます。説明資料の15ページを御覧ください。令和6年2月27

日午前3時業務のため鳥取医療センター内の駐車場に公用車を駐車し、運転席のドアを開けたところ強風であおられ、右隣に駐車してあった相手方車両の助手席側ドアを破損したものです。相手方の車両のドアの修理代11万6,600円、その修理中の代車代12万6,500円の計24万3,100円を、全額負担をしまして、相手方とは和解をしましたので報告いたします。以上です。

◆星見健蔵委員長 説明いただきました。この件につきまして委員の皆様、御質疑ありますでしょうか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 なしということでございます。

第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画の一部改正について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それではその他の報告ということで、第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画の一部改正についての説明をお願いします。雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 保健医療課雁長です。第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画の一部改正について報告いたします。資料のほうは福祉保健委員会その他の報告説明資料となります。2ページを御覧ください。第2期いのち支える鳥取市自死対策推進計画につきましては、令和3年に改正を行いまして、その中で自殺総合対策大綱が見直された折には自死計画も見直すというふうに明記しております。令和4年10月に自殺総合対策大綱が見直されまして、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた対策の推進などが新たに追加されました。全国的には女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっておりまして、子供・若者、女性に対する対策などが重点施策として示されました。

このことから本市の現状を再確認し、計画の見直しを行いました。改正のポイントを2に記載しております。まず、1つ目として令和3年のデータを統計の中に追加いたしまして、課題整理を行いました。2番目として全国の状況と鳥取市の状況を比較させていただきました。鳥取市におきましては女性、若者の増加は見られず、40から50歳代が多い現状があるということが分かりました。ですので、前回の計画のときに示しておりました重点施策につきましてはの変更はこのたびは行っておりません。3点目として具体的な取組につきまして、担当課、取組内容に変更があった部分に関して追記・修正をしております。4番目として自死の数値目標の中に令和3年度の現状数値を追加したところです。

改正に対する意見としましては、鳥取市民健康づくり推進協議会においていただいた意見をこちらの表に示しております。それに対する本市の考え方を右側につけております。社会とつながらない層へのアプローチはどうすべきか、自死には至っていないが助けが必要な人は多いのでは、対策をとった御意見をいただきました。改正ポイント2にありますとおり、鳥取市においては、子供・若者、女性の自死者の増加は見られず、依然働き盛り世代、高齢者、生活困窮者の自死者数が多い現状があります。企業向けのメンタルヘルス研修、ゲートキーパー等の人材育成、相談窓口の周知等を強化しまして、引き続きこれらの層に対し、重点的に取組を進めていきたいと考えております。

目標値につきましては、現状、順調に自死者数も減ってきております。国のほうが令和8年

度までに平成27年と比べて30%以上の減少をということを目標と掲げておりますので、鳥取市も同様に平成27年の29人に対して30%以上減少させた20人を令和7年の目標として定めております。重点施策としては先ほど申しましたように、働き盛り世代への支援、高齢者への支援、生活困窮者への支援、こちらを重点的に取り組んでまいります。なお、この改正後の計画書全文につきましては、鳥取市のホームページのほうにも掲載しておりますし、また、サイドボックスの各種資料、計画方針等の健康こども部の中にも掲載させていただきましたので、御覧いただけたらと思います。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 説明いただきました。委員の皆様でこれより質疑をいただきたいと思いますが、ございませんか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** はい。坂根です。まだちょっとホームページもそちらの施策もよく見てなくて質問ですけど、まず1つは、ゲートキーパー等の育成ということはどのように考えておられるのかということをお伺いしたいと思いますし、一問一答でしょうか、委員長。

◆**星見健蔵委員長** 答弁される方がようけされても何か難しいし、はい。

◆**坂根政代委員** 分かりました。まず、一問一答で、はい。よろしく願いいたします。

◆**星見健蔵委員長** 雁長課長。

○**雁長悦子保健医療課長** はい。保健医療課雁長です。ゲートキーパーの育成につきましては現在企業向けにやっておりますメンタルヘルスの出前講座という形で企業の方へも周知を図っておりますし、あとは民生委員さんですとか、健康づくり地区推進員さん等を対象にした研修会等でゲートキーパーの役割であるとかっていうことを、説明をして育成をしております。資格試験というような形ではありませんので、各自がその自死をなくそうであったり、何か悩んでいる人があれば声をかけて、それを行政機関等につなげてと、役割を認識していただいて、市民の方が、そういう方が増えていけばいいなというところでさせていただいているところです。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** ありがとうございます。ゲートキーパー等を増やしていくというのはとても大事なことだと思いますが、今のやり方プラス、やはり何か鳥取市としてこれぐらいの事業をやったんだということが、ゲートキーパーとしてどれぐらいの人がその研修を受けたのかということが、把握ができるような仕組みもつくっておかないと、せっかく施策としていいものを出しているのに実績が上がってこないという、こういうことになるのではないかと思いますので、その辺を分かるような仕組みをちょっとつくられることを要望しておきたいなというふうに思います。続けて2点目よろしいでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** はい。

◆**坂根政代委員** はい。すみません。相談窓口の周知の問題です。様々な市民の方から、例えばいいものができていても、具体的に鳥取市のページを開くと、どこが相談窓口かということがすぐ分かるという、この仕組みがなかなかないというようなことの声も聞きますが、鳥取市のホームページを開いたら、これについての相談窓口はここだよと、保健医療課だよということが分かるようになっていきますでしょうか。

◆星見健蔵委員長 雁長課長。

○雁長悦子保健医療課長 はい。保健医療課雁長です。トップページからは見ることはできないんですけども、検索のところに心の健康であるとか、心とか、自死というようなキーワードを入れていただければ、その相談窓口のページには行くようにはなっておりますので、そのキーワードで検索していただけたらというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。教えていただいてありがとうございます。ぜひ市報等にもそういったことを載せていただくと、より市民のほうに分かりやすいのではないかと思います。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 それではないようでございます。これで健康こども部を終了します。どうもありがとうございました。

委員会視察報告書について（説明・質疑）

◆星見健蔵委員長 それでは引き続き始めさせていただきます。次に委員会視察報告書についてということでございます。事務局のほうから皆さんのお手元にお配りをさせていただいております。5月13日から15日の2泊3日で視察のほうに行かせていただきました。その後ですね、皆さんのほうから報告書を提出いただいております。それを事務局さんのほうが、皆さんから提出されたものをまとめて拾い上げていただいております。これを見られて、皆さんのほうから御意見等があればお聞かせをいただきたいと思えます。誰がどうのっていうことは一応伏せておまして、誰が出されたのか分からんけども、それぞれ出されたものの中から拾い上げていただいたということでございますので、どんなでしょうかな、読まれた。

◆坂根政代委員 私はとてもよくまとまっていると思いました、はい。

◆星見健蔵委員長 うん、これはちょっと問題があらへんかっていうようなことがありやあ別で、それぞれ皆さんが思いを書かれているというふうに思います。じゃあ、これがどうのこうのいうことがなければ、これを議長のほうに提出をさせていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それで、次に委員会の視察について市議会だより9月号に報告記事が掲載されます。紙面の都合上、視察先3か所のうち、1か所のみの掲載になりますが、いずれを掲載させていただいたらよろしいでしょうかということでございます。1、2、3と視察先を書いていただいております。この中でこの事業、視察先がよかったじゃないとか、皆さんのほうであれば、1か所に絞らないといけんということで、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。私は大阪府の八尾市の重層的支援体制整備事業、これがよかったなと思っています。この中でもどこか絞らないといけんのですか。

◆星見健蔵委員長 いや、

◆坂根政代委員 そこはもう委員長、副委員長のほうにお任せで。

◆**星見健蔵委員長** これからまた皆さんの意見聞きたいと思いますが、取りあえず、どこの視察先を選ぶかということはどうなんでしょうか、そのほかの方々。坂根委員のほうから大阪八尾市という、重層的支援体制整備事業ということでございますが、どんなでしょうかな。岩永委員。

◆**岩永安子委員** その八尾市でいいですけど、八尾市のどういうところを報告として紹介するかということもやっぱり確認した方がいいじゃないかなと思います。私はその重層的支援事業の職員さんがきちんと断らない相談支援ということを徹底して、3,000人だったかな、調査追究して、そのことが断らない相談支援の、つながる会議だとか、そういうものをつくるきっかけにもなって、誰一人取り残さない、やっぱりちゃんと何らかつなげていくということを徹底しておられるという、そのやり方というか、システムというか、そういうことを学ばないけんと思ったんですけど、ぜひ、どこなのかということも確認して、委員長、副委員長にまとめていただくようお願いしたいなと思いますが。

◆**星見健蔵委員長** 岩永委員のほうから今、出された意見、これが結局、重層的支援体制整備事業のどういう部分をというところですよ。

◆**寺坂寛夫委員** まとまっているが、人材育成もあるし、人材確保やね。

◆**星見健蔵委員長** 人材確保、何だ、日にちがたつというのを忘れちゃう。どんなでしょうかな、皆さん。今、岩永委員のほうから、その相談支援体制等について断らないというそういったところ、それから人材育成ね、こういったところも重要なことですし、そういう部分を中心にして現行の案を最終的に委員長、副委員長に任せていただくということで、よろしいでしょうかな。事務局さんの、そういう形でよろしいですかね。じゃあ、そういうことで事務局さんのほうにまたお世話になりますけども、そういう方向の部分を中心にもまとめさせていただくと、それで、大阪八尾市の重層的支援体制整備事業についてということで市議会だより9月号に報告をさせていただくということにさせていただきたいと思います。それでは皆さんのほうでそのほか、何でもいいわけですけども、何かございますでしょうか。なければこれで委員会を終了したいしたいと思います。どうも大変お疲れさまでした。

午後0時2分 閉会

鳥取市議会委員会条例第27条第1項によりここに署名する。

福祉保健委員長